

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年 9月24日午前10時00分			議 長	山野井 隆	
	散会	令和7年 9月24日午後12時19分			議 長	山野井 隆	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員		
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員		
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員		
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	蛭 原 康 友		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸
総	務	部	吉	田	文
政	策	推	齋	藤	嘉
財	政	部	田	中	英
健	康	福	彦	坂	樹
こ	ど	も	助	川	直
ま	ち	づ	森	川	和
建	設	部	渡	来	真
都	市	整	浅	野	和
教	育	部	飯	竹	永
消		防	岡	田	直
会	計	管	齊	藤	理
総	務	課	土	谷	靖
		長			孝

令和7年第3回取手市議会定例会議事日程（第6号）

令和7年9月24日（水）午前10時開議

- | | | |
|------|--|---|
| 日程第1 | 議案第40号 | 取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について |
| | 議案第41号 | 取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第42号 | 町の区域の変更について |
| 日程第2 | 議案第43号 | 令和7年度取手市一般会計補正予算（第4号） |
| | 議案第44号 | 令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第45号 | 令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第46号 | 令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第47号 | 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 認定第1号 | 令和6年度取手市一般会計決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第2号 | 令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について |
| | 認定第3号 | 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について |
| | 認定第4号 | 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| | 認定第5号 | 令和6年度取手市介護保険特別会計決算の認定について |
| | 認定第6号 | 令和6年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について |
| | 認定第7号 | 令和6年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について |
| 日程第5 | 請願第11号 | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願 |
| | 請願第12号 | 旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として整備することを求める請願 |
| 日程第6 | 請願第13号 | 小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願 |
| 日程第7 | 意見書案第5号 | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について |
| 日程第8 | 議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件 | |

会議に付した事件

- | | | |
|-------|--|---|
| 日程第 1 | 議案第 4 0 号 | 取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について |
| | 議案第 4 1 号 | 取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 4 2 号 | 町の区域の変更について |
| 日程第 2 | 議案第 4 3 号 | 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号） |
| | 議案第 4 4 号 | 令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| | 議案第 4 5 号 | 令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| | 議案第 4 6 号 | 令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| | 議案第 4 7 号 | 令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 | 認定第 1 号 | 令和 6 年度取手市一般会計決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 2 号 | 令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について |
| | 認定第 3 号 | 令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について |
| | 認定第 4 号 | 令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| | 認定第 5 号 | 令和 6 年度取手市介護保険特別会計決算の認定について |
| | 認定第 6 号 | 令和 6 年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について |
| | 認定第 7 号 | 令和 6 年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について |
| 日程第 5 | 請願第 1 1 号 | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願 |
| | 請願第 1 2 号 | 旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として整備することを求める請願 |
| 日程第 6 | 請願第 1 3 号 | 小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願 |
| 日程第 7 | 意見書案第 5 号 | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について |
| 日程第 8 | 議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件 | |

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより本日の議事日程に入ります。

- 日 程 第 1 議 案 第 4 0 号 取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
議 案 第 4 1 号 取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について
議 案 第 4 2 号 町の区域の変更について

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、議案第 40 号から議案第 42 号までを一括議題といたします。

付託案件について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました審査の経過と結果を報告いたします。

議案第 41 号、取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について、1 名の委員から質疑がありました。この条例改正は文科省のガイドラインが改正され、学校で調査を行うことが明記され改正されるということですが、この条例の文を見ますと、末の文が「させることができる」とか「何々することができる」というふうに書いてあります。「何々することができる」ということは、しなくてもいいということになると思いますが、どういう意味合いがあるのか、との質疑に対して、「個別の議案によって、学校主体で調査ができるのか、第三者委員の調査が適しているのか、また保護者の御意向を検討した上で取手市いじめ問題専門委員会で協議し、どの主体がいいのかの助言を受け、取手市がどの主体で調査をすべきかを決定するために、「できる」とか「させる」とかという形の文言を使っております」との答弁がありました。討論はなく、議案第 41 号は全員賛成で可決されました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 次に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員会に付託されました議案第40号、取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、審査の経過と結果を報告いたします。2名の委員から質疑があり、ある委員から、第5条4項に定期的に外部の者による評価を受けてとあるが、評価の想定についてとの質疑に、「立入り監査のことで、市の職員が安全な運営ができていないかを調査をさせていただくものです」との答弁がありました。また、ある委員から、乳児等通園支援事業と一時預かり保育との違いについてとの質疑に、「一時預かり保育は、親御さんの都合に基づいての一時的な保育であり、今回の誰でも通園制度は、預ける理由の制約はなく、集団の中で生活をさせたいという親御さんの思いの中でお預かりする制度となっています」との答弁がありました。1名の委員から賛成討論があり、全員賛成で議案第40号は可決しました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第42号、町の区域の変更につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。1名の委員より質疑がありました。実施することによる住民の方々への不利益、宅配事業者への影響などという内容の質疑でありました。こちらに対しまして「今回の町の区域の変更を見据えて、住居表示を既に行っています。地番が変わるような地権者様などへは今後、個別にて御説明させていただきたいと考えています」という内容の答弁がありました。討論はなく、議案第42号につきましては、全員賛成により可決しました。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、委員長報告が終わりました。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は議題となっている事件について疑義をたすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。なお、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は議会基本条例第11条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第69条に、表決には条件をつけることはできないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること、及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論。——賛成討論。

岡口すみえさん。

〔3番 岡口すみえ君登壇〕

○3番（岡口すみえ君） 創和会、岡口すみえでございます。議案第40号、取手市乳児

等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、私は賛成の立場から討論いたします。本条例は、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律を受け、いわゆる、こども誰でも通園制度に対応するものであり、就労の有無を問わず、全ての子どもが一定時間の支援を受けられるようにする新たな通園給付の枠組みを市として整備するものです。この制度の導入は、子育て家庭の多様なニーズに応え、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現に向けた大きな一歩であり、自治体としても責任ある制度設計が求められます。本条例では、事業を担うものに対応する認可基準を明確に示し、利用する乳幼児の安全確保や虐待の防止、衛生管理、職員の配置基準、平等な取扱いなど、事業実施における基本的かつ重要な事項が丁寧に規定されています。これは、利用する子どもとその家庭に対して、安心と信頼を提供する上でも極めて重要な意義を持つと考えます。また、こうした条例の制定によって、市外の事業者が本市で本制度を実施する場合にも、一貫した基準と市の管理体制が確保されることになり、地域全体で質の高い子育て支援を推進する基盤となります。以上の理由から、本条例は、今後の取手市の子育て支援政策において重要な役割を担うものと確信し、賛成するものであります。

○議長（山野井 隆君） 次に、反対討論。——ありませんね。賛成討論。

古谷貴子さん。

〔4番 古谷貴子君登壇〕

○4番（古谷貴子君） おはようございます。公明党の古谷貴子です。議案第40号、取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。この条例の提案理由にもありますように、「生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されたことに伴い、内閣府令で定められた基準を踏まえて本市における当該事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものです」とあります。現在の子育てのニーズに合った制度を、市としても本条例を制定し、理由にとらわれず子どもを通園させられるとしても有効な通園制度であると感じます。詳細な条例制定と子どもを安心安全でかつ健康的に預けられる環境整備と保育所の確保等、一定時間子どもを預かってほしいママたちにとって、本当に心から待ち望んでいた制度であると感じます。そのことを通し、取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての賛成討論をさせていただきました。以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第40号から議案第42号までを採決します。この採決は、採決システム

を用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日、メールでお送りした入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（山野井 隆君） 全員の入室を確認しました。

議案第 40 号、取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 40 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 41 号、取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 41 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 42 号、町の区域の変更について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 42 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 43 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 44 号 令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 45 号 令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 46 号 令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 47 号 令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（山野井 隆君） 日程第 2、議案第 43 号から議案第 47 号までを一括議題といたします。付託案件について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました議案第 43 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）の所管事項について、当委員会の審査

の経過と結果をご報告申し上げます。ある委員から、給食施設整備に要する経費 161 万 5,000 円が計上され、取手小学校、取手東小学校、そして戸頭小学校ということですが、各校の修繕に必要な状況とは、との質疑に対し、「夏季点検において備品等の修繕箇所の報告があり、食器洗浄機や回転釜等々、備品類の諸修繕を含め、今後良好で適切な調理をしていくため早い段階での確実な修繕をしていく」という答弁がありました。さらに、ある委員から、小学校保健衛生に要する経費について、教職員への指導・研修体制はとの質疑に対し「指導・研修については、市歯科医師会や県教育庁の保健体育課から指導・助言を仰ぎ、各学校の学校歯科医など歯科専門家によるフッ化物洗口の効果やフッ化物洗口のやり方、緊急の場合の対応などを御指導いただけるよう調整してまいりたい」との答弁がありました。さらに、教職員の負担増にはならないのか、との質疑に対し、「本事業につきましては、教職員の負担を増やさないため、国県の補助を活用し、フッ化物洗口に関する業務のサポートを行う教員業務支援員を配置する予定にしている。教員業務支援員は各校 1 人、合計 2 人で週 5 日間、約 20 時間程度の勤務体系になります。支援員はフッ化物洗口に関する業務を中心として行う予定で、フッ化物洗口の準備や片づけ以外の時間については、配慮が必要な児童の見守りや授業で使用する資料のコピーや掲示など、ふだん人手不足で困っている学校の業務をサポートしてもらい、教職員が負担と感じている業務を軽減する役割を担っていただく予定となっている」との答弁がありました。討論はなく、議案第 43 号のうち当委員会所管事項は全員賛成で可決されました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 次に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 議案第 43 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）所管事項について、審査の経過と結果を報告いたします。質疑はなく、1 名の委員から賛成討論があり、全員賛成で議案第 43 号は可決しました。

続きまして議案第 45 号から 47 号について、審査の経過と結果を報告いたします。議案第 45 号、令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、1 名の委員から質疑があり、ある委員から、積立て基金を活用して何か行う予定はとの質疑に、「今回の補正を活用するには、制度設計をして 3 月までに事業を完了しなければならないので、積立てということで計上している」との答弁がありました。反対討論が 1 名の委員からあり、議案第 45 号は賛成多数で可決しました。

議案第 46 号、令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、質疑はなく、1 名の委員から反対討論があり、議案第 46 号は全員賛成【「全員賛成」を「賛成多数」に発言訂正】で可決されました。

議案第 47 号、令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、1 名の委員から、ヘルパーの処遇改善、ケアマネジャーの不足についての質疑があり、「国の動向、近隣自治体の状況を見つつ、市の対応について考える」との答弁がありました。1 名の委員から反対討論があり、賛成多数で議案第 47 号は可決しました。以上です。

〔「委員長、今の委員長報告で」と呼ぶ者あり〕

〔「手を挙げて」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 遠山です。今、久保田委員長から報告があったんですけども、後期高齢者……

○議長（山野井 隆君） 議案第 46 号。

○23 番（遠山智恵子君） （続）議案第 46 号で、反対討論が 1 人あったけれども「全員賛成」って言った……。

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） そうですね。すみません。

○議長（山野井 隆君） じゃあ、訂正をお願いします。——読み上げてください。

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 議案第 46 号、令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、質疑はなく、1 名の委員から反対討論があり、議案第 46 号は賛成多数で可決されました。

○議長（山野井 隆君） 訂正を認めます。

最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第 43 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）、建設経済常任委員会所管事項について、議案第 44 号、令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。まず議案第 43 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）、建設経済常任委員会所管事項につきまして、質疑、討論はなく、議案第 43 号、当委員会所管事項につきましては、全員賛成により可決しました。

最後に、議案第 44 号、令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、1 名の委員より質疑がありました。このたび予算計上されている専門事業者についてという内容の質疑がありました。こちらに対しまして「今回、予算計上している基本計画策定支援等業務委託の内容につきまして、これまでの基本構想とは異なり、各機能の規模や配置、フロア構成、諸室の面積など具体的かつ詳細な事項を定めることとなります。図書館の企画立案を専門分野とするコンサルティング、また図書館の指定管理を行っているような実績が豊富な事業者であり、そのようなところから本事業の企画立案等の支援を行っていただきたいということで考えております」という内容の答弁がありました。教育委員会や関係部署・関連団体等との協議や連携、業務委託の内容など質疑がありました。こちらに対しまして、「このたびの業務委託に際しましては、委託の際、どのような仕様書をもってすればよりよい意見が出るのかということも、非常に細かいところまで教育委員会の図書館部門と協議しています。今回の委託につきましては、あくまで基本計画策定の支援ということで、専門的な視点や知見・知識・考え方などをお願いし、市が主導的な役割を果たし、関係部署と綿密に調整などを行いつつ、また関連団体での議論をいただきながら、複合公共施設整備であることから都市整備部が中心になり進めていますが、公共施設の中でも専門性や特殊性を有する施設になりますため、市一丸と

なり全体で進めています」という内容の答弁がありました。1名の委員より反対討論があり、議案第44号は賛成多数により可決しました。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論から。

加増充子さん。

〔24番 加増充子君登壇〕

○24番（加増充子君） 加増充子です。議案第44号、令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）の反対をいたします。本予算は、取手駅西口A街区における再開発ビル内に、取手市が整備を検討している図書館を核とした複合施設整備について、市民等の意見を反映した施設の整備計画や管理運営計画の検討を進めるため、専門的な知識を有する業者に基本計画の策定支援業務委託料となっております。委員会での市の説明は、図書館の企画立案を専門分野とするコンサルであったり、図書館の指定管理を行っているような実績が豊富な事業者等から事業の企画立案等の支援をお願いしたいということですが、図書館の所管は教育委員会です。図書館で働く職員や、図書館協議会はじめ図書館を支えているボランティアさんなど、教育委員会での十分な協議は不可欠です。

さらに、委託内容の中で、利用者及び管理者動線、各諸室や機能等のつながり、ICT機器の導入や魅力的な配架の考え方等の検討とあり、現場での検討を抜きに進め、本来、教育委員会での事業を都市整備部で予算化し事業化する。そのことが取手市行政組織条例に抵触することだと考えます。

取手図書館を移転・廃止するまで明記した令和6年3月15日の取手市広報を見て、多くの市民や図書館関係者からは「なぜ取手図書館を廃止するの。初めて聞いた」と疑問の声や怒りの声が寄せられました。そのとき取手市は、都市再生本部の基本方針だと説明を繰り返していましたが、市民の意見も関係者の意見も反映しないまま方針を出し、基本計画作成へ次々事業を進めていくことこそ、市民不在、さらには所管の教育委員会無視のやり方です。図書館の移転・廃止を含む当該基本構想の方針決定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定された教育委員会の職務権限に含まれ、教育委員会の職務権限を侵し、教育委員会是不作為による違反行為となるものです。市民団体代表の問合せに対して、県教育庁は明確な見解を示しており、私も一般質問等で批判・指摘をしてきたとおりです。取手駅西口開発ビルの中に図書館を核とした複合施設が、市民の声なのか、取手図書館を廃止することを望んでいるのか、それとも存続するためどうしたらいいか、町の中の図書館の役割など、様々な声をしっかり議論することが市や教育委員会の責任です。図書館を通して必要な情報を獲得し、知る権利が保障され、そのことによって地域を育てる大きな力になる、こうした大事なところを抜きにして、取手駅西口A街区再開発事業の中に図書館を整備し駅前のにぎわい・活性化だけを求めるとするのは、教育機関としての図書館の持つ役割と設置目的をあまりにも軽んじるものです。図書館について、取手市図

書館の基本的な構想もないまま、西口駅前に造ることを前提に図書館の企画立案をコンサル任せで進めていく市の姿勢を改め、当該図書館と複合公共施設整備構想の方針の決定過程の誤りを改めて、まずはスタート時点に戻し、図書館関係者との十分な議論の上で、教育委員会の正式な議論・決定を行うことが今必要です。以上を述べまして、議案第 44 号の反対といたします。

○議長（山野井 隆君） 次に、賛成討論の方。

落合信太郎君。

〔14 番 落合信太郎君登壇〕

○14 番（落合信太郎君） 議案第 43 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）の賛成討論をさせていただきます。今回の補正予算によりまして、本市の予算総額は約 524 億 8,000 万円と過去最高額を更新中であります。今回の補正予算によりまして、安全安心なまちと未来を見据えた環境の整備も整えられますが、私からは 1 点、長引くエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者支援等に対する支援策であります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のある推奨メニューの中から、本市は子育て世帯へとりでっ子応援ギフトカード給付事業として 8,967 万 1,000 円、今回初めての試みであります V I S A ギフトカードで支給。子育て世帯利用者にとりまして、店頭でもネットショッピングでも利用でき、大変使い勝手がよく、また、職員側の給付金業務の負担軽減・効率化が図られ必要経費も抑えられます。以上抜粋ですが、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 次に、反対討論の方。

遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。私のほうからは、議案第 45 号から 47 号について反対を表明し、討論を行います。

まず議案第 45 号、令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 46 号、令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、いずれも令和 8 年度より医療保険者が子ども・子育て支援金を徴収する仕組みが開始されることに伴うシステム改修費が計上されている点、いずれも保険税・保険料の値上げにつながり、本来であれば国予算でしっかりこどもまんなか社会として取り組むべきであると考え、補正案には反対します。

議案第 47 号、令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については、依然としてケアマネ不足が問題視され、現場の声を受けて、せめて資格更新時の講習費用等の軽減をと市に求め続けて、3 年経過しても、いまだ何ら応えていないことから反対せざるを得ません。よろしくお願いします。

○議長（山野井 隆君） 次に、賛成討論の方。

岡口すみえさん。

〔3 番 岡口すみえ君登壇〕

○3 番（岡口すみえ君） 創和会、岡口すみえでございます。議案第 43 号、令和 7 年度

取手市一般会計補正予算（第４号）について、賛成の立場から討論をいたします。先ほど落合議員もおっしゃいましたが、同じ、とりでっ子応援ギフトカード給付事業について述べさせていただきます。本補正予算の中でも特に注目すべき、このとりでっ子応援ギフトカード給付事業ですが、8,900万円が計上されております。この事業は、エネルギー価格や物価の高騰により家計の負担が増加する中、子育て世帯を直接的に支援するものであり、非常に意義深いものと評価いたします。高校生以下の子ども１人につき6,000円のギフトカードを支給することで、日々の生活費の一部をカバーするだけでなく、地元経済への波及効果も期待されます。対象者は1万2,700人の子どもたち7,700世帯に上ります。市民の生活実態に即した支援策であり、また、公平性・迅速性にも配慮された設計となっております。加えて、今回の補正に、この支援策に限らず、市民生活の安定と地域経済の活性化を目的とした予算措置が随所に見られ、取手市の将来を見据えた堅実な予算編成であると感じております。以上の理由から、私はこの本補正予算案に賛成いたします。

○議長（山野井 隆君） 次に反対討論の方いらっしゃいますか。

ほかに討論ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第43号から議案第47号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第43号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第4号）について、本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第43号は各委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号、令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号、令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号、令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号、令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 認定第1号 令和6年度取手市一般会計決算の認定について

○議長（山野井 隆君） 日程第3、認定第1号、令和6年度取手市一般会計決算の認定についてを議題といたします。付託事件について、委員長の報告を求めます。

一般会計予算・決算審査特別委員長、佐藤隆治君。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 佐藤隆治君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（佐藤隆治君） 皆様、おはようございます。一般会計予算・決算審査特別委員会の佐藤です。先般、9月17日・18日・19日の3日間にわたり委員会を開催し、令和6年度取手市一般会計決算の認定について、10人の委員で慎重な審査を行いました。この3日間の経過と結果の概要について御報告いたします。まず初めに執行部の皆様には、委員会で請求しました30件の資料書作成の御対応、そして委員の質疑に対して丁寧で簡明な御答弁をいただきましたことを感謝申し上げます。

令和6年度は、新たな総合計画の基本計画である、とりで未来創造プラン2024の初年度として、未来の取手に向かって飛躍していく節目の年であり、行政運営の継続性に配慮しつつ、新たな挑戦にも果敢に取り組んでいく事業が多く行われ、中村市長が掲げる「住み続けるほど好きになる街」の実現に向けて取り組まれた年度になりました。その意味では、一つ一つの事業の費用対効果について調査・検証を行う重要な委員会になりました。委員会全体では、初日と2日目で83項目、168件の質疑があり、各委員が事前調査・研究を重ね、資料を有効に活用し活発な質疑を行いました。2日目の質疑終了後は、3日目の最終日に行う総括質疑事項確定のための委員間討議を行いました。総括質疑は、皆さん御存じのとおりで、質疑・答弁に対して疑義や不明確な点があるとき、また大綱について質疑を行っていくものであります。委員間討議の結果、委員の総意として質疑事項に取り

上げたのは、①創業支援事業と空き店舗活用、②地籍調査事業、③部活動の地域移行、④防犯ステーションの運営、⑤コミュニティ・スクールについての5項目でありました。3日目の最終日には、杉山副委員長が委員会を代表して総括質疑を行いました。また、会派代表者による総括質疑においては、無会派クラブの根岸委員から、不登校対策と教育相談体制について質疑が行われました。御答弁には中村市長また執行部の皆様にも、丁寧で簡明な御答弁をいただきました。その後、討論・採決へと進み、討論はなく、採決の結果、認定第1号の令和6年度取手市一般会計決算の認定については、賛成多数で認定となりました。

さらに、決算審査を経て、委員会として令和8年度一般会計予算編成に対して執行機関に対して求める事項について委員間討議を行いました。その結果、委員会の総意として、総括質疑の5項目全てを提言書として山野井議長に渡すことになりました。提言書を読み上げます。――提言事項を申し上げます。1、創業支援事業と空き店舗活用については、さらなる工夫を図ること。2、地籍調査事業については、関係機関との連携を深め、進捗率向上を図ること。3、部活動の地域移行については、指導員の選定において学校間の格差が生じないように努めること。4、防犯ステーションの運営については、犯罪情勢や地域とのバランスを総合的に判断し、機能の充実を図ること。5、コミュニティ・スクール事業については、適切な人数と多様な人材の確保に努めること。以上、御報告させていただきます。なお、この様子はユーチューブでライブ配信をされておりましたが、録画もあり視聴も可能です。会議録速報版にも後ほどアップされると思います。ぜひそちらで詳細を確認していただきますようお願いを申し上げます。

最後に、当委員会としての取組として、3月の予算審査を終えてから4月から8月の決算審査を行うまでの期間で、個々の委員、また委員会全体がより決算審査に取り組めるように、4月には予算審査での反省点や決算審査へ向けての課題を抽出し、5月から8月の間では重点事業調査シートを活用して179項目の事業内容を調査研究し、執行部へのヒアリングや委員間での討議を行いました。また、前副委員長であった山野井議長から、より具体的な質疑を行うために質疑通告書式の変更を提案され採用いたしました。また、議会事務局には様々な御準備をいただき、委員一人一人が今まで以上に研さんする機会をつくることができました。この場をお借りして感謝を申し上げます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。まずは反対討論から。

遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。会派を代表して、私のほうから反対討論を行います。認定第1号、令和6年度取手市一般会計決算の認定について反対

討論です。歳入 487 億 8,504 万 7,000 円に対し、歳出は 470 億 9,731 万 1,000 円です。一般会計の歳入歳出差引額は 16 億 8,773 万 6,000 円で、繰越明許費等を控除して実質収支額は 14 億 6,904 万 9,000 円となる決算収支となりました。私ども会派としましては、市民にとって住民福祉、地域要望等を視点に大切な税の使われ方はどうであったか、決算審査を行ったところです。

まず歳入面では、中小企業——中小零細企業、また身近な商店・農業従事者はどうか質疑したもの、法人とは限らないことから詳細は説明できないとのこと。実態が心配です。また、都市計画事業の財源に充てられる目的税である都市計画税については、双葉地区の課題として地区から挙がっている市道認定もままならないことから、受益と負担の関係で、いっそのこと廃止の検討に値する旨、質疑したところです。

歳出については、まず総務で防災について、「藤代地域は全域浸水エリアであることから、これまで各学校を避難所としてきたが認められないということは、実際市は考えているのだろうか」の市民の声を認識すべきであり、対応策が求められている点。また、サイクルステーションの費用対効果から見て、課題あります。民生費では、保育行政が次々と変わり、国の動きとはいえ、市内の状況を見据えて慎重かつ丁寧に対応を求める点。市民要望に応え新事業に取り組むものの、社協——社会福祉協議会の人員配置や場所の確保も課題となっている点。衛生・農業・商工費については、ごみ分別と減量化の推進、また国策にばかりとられず、取手市農業支援は必須となっています。また、創業支援の取組を見守ってはきたものの、その後の後追いが必要となっている点。土木費については、これまで 3 億 7,000 万円を充当してきた桑原開発。準備組合を理由に、事業者とは連絡を取っているとの説明から突然、今回、現在の説明に至ったものの説明報告の在り方が問われています。また、双葉地区の浸水防除対策とした都市排水計画策定等、国への要望、取組について不十分である点。そして、公営住宅の申請状況の質疑に対し 28 件もあった。ところが対応としては、他市の県営住宅の紹介をするという始末。これで取手市の在り方がいいんでしょうか、聞きたいと思います。

最後に教育費については、先ほど特会の委員長から報告ありましたように、議長に提言をいたしました。その主なものの中で、総括質疑の協議の中で、不登校支援、居場所づくり、また相談員体制の在り方、さらに部活動、コミュニティ・スクール体制の在り方等々課題が挙がっていた点。これは認めるわけにもいきません。以上、事業課題を指摘して、私たち反対を表明し討論とするものです。以上です。

○議長（山野井 隆君） 次に、賛成討論の方。

久保田真澄さん。

〔9 番 久保田真澄君登壇〕

○9 番（久保田真澄君） 公明党の久保田真澄です。認定第 1 号、令和 6 年度取手市一般会計決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。令和 6 年度は第六次取手市総合計画の基本計画であるとりで未来創造プラン 2024 が始まる年で、市民の皆様が安心して暮らしていただく、また明るい未来を描いていただけるような施策を何点か取り上げさせていただきます。

まず、妊産婦・子育て女性の健康増進です。妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない伴走支援で孤立することなく寄り添っていただくことで、安心して子育てができます。そして、デジタル社会にふさわしく、母子健康手帳アプリであるT o r i C o（トリコ）を導入したことにより、妊婦面談の予約や乳幼児健診等の予約、問診票の事前入力が可能になったことで、子育てママの負担軽減、業務の効率化が図られました。また、定住化促進住宅補助事業である、とりで住ま入る（スマイル）支援プランです。少子高齢化が進む中で持続可能なまちづくりを進めていくための大切な施策です。それとともに結婚新生活支援事業は、これから新生活をスタートさせるカップルにとって、取手市を選んでもらうことができました。

最後に、令和6年度より設置された基幹相談支援センターです。障がい者の相談窓口として基幹相談支援センターができ、様々な相談に親身に対応していただけることで、独りで抱え込むことがなくなり、相談者の方が安心できます。様々な面から、認定第1号、令和6年度取手市一般会計決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 次に反対討論の方。——賛成討論の方。

根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。認定第1号、令和6年度取手市一般会計決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。予算・決算審査特別委員会の委員として事前調査に多くの時間を費やし、3日間の委員会開催中も疑問点を残さないよう担当課に何度もヒアリングに行っていました。いつも快く丁寧に対応していただき本当にありがとうございます。どんな事業にどのように市民の税金が使われているかをチェックし、得た情報を市民にフィードバックするのが、市民の負託を受けた議員の大事な役割であると同時に、市の職員がどんな思いで市民サービスに尽力しているかをお伝えするのも、行政と市民のパイプ役である私の役目と思っています。令和6年度取手市一般会計決算の審査においては、そういった観点からも質疑をいたしました。ひきこもり対策や基幹相談支援センター事業、不登校対策、教育相談事業など、一人一人の生きる力を支え、引き出す大事な事業を、困難さを抱えながらも一生懸命取り組んでいただいていることを感じました。また、環境整備として、老朽化したインフラの整備、社会変革に必要なICT導入やDX推進にもしっかりと取り組んでいることも理解し、令和6年度取手市一般会計決算を認定いたします。

そして、委員会として提出する提言は、さらなる成果の期待を込めてまとめたものです。引き続き、市民福祉のためによりしくお願いいたします。

私は、改選後からこの3月まで会派に属していなかったもので、予算・決算審査特別委員会に参加することができませんでしたので、令和5年度の決算審査については、市民に対し公の場で発言する時間は、本会議での質疑8分しかありませんでした。この4月より会派を結成したので特別委員会に参加できました。令和6年度決算においては、質疑時間最大56分をフルに活用して審査をいたしました。今議会の報告、市政の現在をしっかりと市民にお届けしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 討論ほかにありませんか。賛成討論。

岡口すみえさん。

〔3番 岡口すみえ君登壇〕

○3番（岡口すみえ君） 創和会、岡口すみえでございます。認定第1号、令和6年度取手市一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。まず、国全体の状況について申し上げます。令和6年度の日本経済は、物価高や国際情勢の不透明さの中でも穏やかな回復を続け、国はコストカット型経済から賃上げと投資が牽引する成長型経済への転換を目指しました。しかし、公債依存度27.4%、長期債務残高はGDP比212%と依然として厳しい状況であり、限られた財源を効果的に生かす行財政改革が進められました。地方財政においても、子育てや社会保障の拡充が進む一方で、交付税等により安定的な運営が図られました。こうした背景の下、取手市はとりで未来創造プラン2024の初年度として、6つの重点施策を積極的に展開しました。取手駅前のにぎわい創出や雇用の場づくりを図りました。シティプロモーションやアートのまちの発信により、市の魅力向上や移住促進にも努めています。子育て支援では、結婚から妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を展開し、教育ではコミュニティ・スクール化や校舎整備、給食費の軽減などを進めました。健康・福祉分野では、基幹相談支援センターを設置し、市民のウェルビーイング向上に取り組んでいます。さらに、防災インフラ整備、環境対策、行政のデジタル化推進など、多岐にわたり持続可能なまちづくりを進めました。財政面においては、一般会計決算額は、歳入487億8,000万円、歳出470億9,000万円と前年度から増加しつつも、堅実な執行がなされました。厳しい環境の中でも、市民生活に直結する事業に重点的に財源を配分し、効率的で未来志向の財政運営が実現されたと高く評価いたします。以上の理由から、私は本決算に賛成いたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、認定第1号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

認定第1号、令和6年度取手市一般会計決算の認定について、本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会からの提言を市長に提出したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

- | | | |
|------|-------|----------------------------------|
| 日程第4 | 認定第2号 | 令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について |
| | 認定第3号 | 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について |
| | 認定第4号 | 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| | 認定第5号 | 令和6年度取手市介護保険特別会計決算の認定について |
| | 認定第6号 | 令和6年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について |
| | 認定第7号 | 令和6年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について |

○議長（山野井 隆君） 日程第4、認定第2号から認定第7号までを一括議題といたします。

付託事件について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました審査の経過と結果をご報告申し上げます。認定第7号、令和6年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について、質疑、討論はなく、全員賛成で認定第7号は認定されました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 次に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 認定第3号、令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、審査の経過と結果を報告いたします。2名の委員から質疑があり、ある委員から、特定健康診査等事業に関する経費について、受診率がコロナ以来40%台に乗ってきたが、どのような対策を講じてきたかとの質疑に、「特定健診未受診者に対して、5つのグループに分けはがきやリーフレットを送付、保健師による電話勧奨を行う。集団健診会場の日数を増やし、休日や夜間を含めた受診環境の整備や、電話、インターネットによる事前予約を行いスムーズな健診を行うことで、受診率の向上に努めている」との答弁がありました。1名の委員から反対討論があり、認定第3号は賛成多数で認定しました。

認定第4号、令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてです。1名の委員から質疑があり、ある委員から、後期高齢者医療の保険料が増え続けているが説明をとの質疑に、「令和6年度に後期高齢者医療保険の——医療保険料の料率改定が行われ、令和4年度・5年度は8.5%だった所得割率が令和6年度には9.66%に上がった。均等割についても、令和4年度・5年度、4万6,000円だった均等割率が4万7,500円へと引き

上げられた。その結果として保険料賦課も増額し、歳入の保険料が増額といった結果となった」との答弁がありました。1名の委員から反対討論があり、賛成多数で認定第4号は認定されました。

認定第5号、取手市介護保険特別会計決算の認定についてです。2名の委員から質疑があり、ある委員から、介護予防・生活支援サービス事業に要する経費の現行訪問介護相当サービスの延べ人数が減少している。訪問介護サービス事業者が逼迫している中で、取手市の訪問介護サービス提供に不足はないかとの質疑に、「訪問介護サービスは減少傾向にあり、通所介護サービスは増加傾向にある。取手市内では24事業所が指定を受けており、通所サービスを利用して心身の低下を防ぎたいという要支援者の意向も増えていることがあり、通所サービスが増えている」との答弁がありました。1名の委員から反対討論があり、賛成多数で認定第5号は認定されました。

○議長（山野井 隆君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました認定第2号、令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について、認定第6号、令和6年度取手市競輪事業特別会計決算の認定につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、認定第2号につきまして、1名の委員より質疑がありました。質疑の内容としまして、取手駅北土地地区画整理事業に要する経費について、令和7年度に繰り越される事業や経費について質疑がありました。こちらに対しまして、決算報告書に沿った詳細な説明があり、令和6年度の予算を令和7年度に繰越した金額やその内容、また、第8回事業計画の変更内容、このたび令和7年度に最終的な事業総額の見込額が確定した内容など、答弁がありました。取手駅西口の送迎スペースについての質疑があり、こちらに対しまして、「限りあるスペースの中で設けることができた一般乗降場であり、短時間での乗降のお願いや、30分未満は無料のウェルネスプラザ駐車場の利用案内をしています。今後も、長時間の駐停車車両を減らすための周知・広報活動など、皆様の御理解、適切な運用のお願いに努めます」という内容の答弁がありました。1名の委員より反対討論があり、認定第2号につきましては、賛成多数により認定することに決定しました。

最後に、認定第6号につきまして、1名の委員より質疑がありました。質疑の内容としまして、競輪事業基金積立金の目的や活用実績、本市競輪場における大規模改修の際の基金積立金の活用につきまして質疑がありました。こちらに対しまして、「基金積立金は、不測の事態や、例えば競輪場の大規模改修工事のような臨時的な財政支出に対応するため、年度利益と一般会計の繰出金とのバランスを考慮しながら積み立てています。これまで積立金の取崩しはありませんが、県の施設であります本市競輪場の改修工事の際など、費用負担の取決めがなく、そのため県との協議により調整などを図ることになると考えております」という内容の答弁がありました。1名の委員より反対討論があり、認定第6号につきましては、賛成多数により認定することに決定しました。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 以上で委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論から。

加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増充子です。認定第 2 号、令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について反対いたします。取手駅北土地地区画整理事業も、令和 7 年度末の終息を目前にした令和 6 年度の決算は、区画整理事業費 8 億 4,602 万 3,783 円となっております。主な内容は、A 街区造成工事、A 街区の土地の使用収益開始、そして駅前交通広場の供用開始で西口駅前は大きく変わりました。しかし、平成 5 年、取手駅北土地地区画整理事業開始から 32 年経過し、総事業費は、令和 7 年度末に 9 回目の事業計画変更の予定で、153 億円から最終的には約 220 億円まで膨らみ 143% の事業費拡大です。その結果、これまでも繰り返し指摘してきましたが、西口駅前開発に一極集中の税金投入により、福祉や道路などの基盤整備等予算を圧迫してきました。市民生活への影響は大きいものでした。また、整備された駅前交通広場の一般乗降場のスペースが狭いなど、利用されている皆さんから改善が求められています。市はウェルネスプラザの駐車場の活用でこの状態を解決しようとしていますが、根本的な解決にはなっていない。まだまだ治助坂やウェルネスプラザ周辺道路に駐車している状態です。市民の皆さんから安心して利用できる駅前をとの願いは強くあったにもかかわらず、今回のような問題が浮上してきました。市民の声を聴かず進めた結果ではないのでしょうか。市が A 街区の地権者への使用収益開始を予定していた A 街区再開発事業は、令和 7 年 2 月、再開発事業参加地権者が 8 人から 7 人となり都市計画決定が停止となりました。市は、その要因は地権者の参加撤退で都市計画決定の停止になったと説明していますが、平成 23 年の土地利用構想に A 街区の共同化を位置づけ、平成 29 年 7 月には取手駅 A 街区再開発基本構想と進めてきた経緯からも、市側の合意形成のための努力が不十分であったことへの反省が必要です。さらには、図書館等複合公共施設整備計画を再開発に組み込んだことが地権者の同意を困難にしてきました。先ほども申し上げましたように、教育委員会や図書館関係者との協議もせず、令和 6 年 3 月 15 日取手市広報への掲載は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に違反する疑いがあると、私たちは繰り返し指摘してきました。取手市は、駅前の空きビルは放置したまま、再開発事業で駅前ににぎわいをつくること、と事あるごとに繰り返していますが、再開発事業参加地権者の減少など、今後も見通しは不安定です。図書館等複合公共施設整備計画は白紙に戻し、A 街区の土地利用は地権者の自主的な土地利用を図り、取手市は再開発事業から撤退すべきです。以上を申しまして、令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の反対といたします。

認定第 6 号、令和 6 年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について反対いたします。令和 6 年度の車券総売上げは、前年度比 30.4% の増となっています。その要因は、正月三が日に通常競輪開催によるものです。また、臨時場外車券販売を——発売を 13 開催実

施し、合わせて歳入総額が 23 億 9,364 万 6,000 円、歳出総額が 23 億 3,072 万 2,500 円、実質収支 6,292 万 3,700 円となり、一般会計への繰出金は 1 億 1,000 万円となる令和 6 年度の競輪事業会計決算です。市は、一般会計に 1 億 1,000 万円も繰り出しがあったことを誇示していますが、競輪事業は開催日程による影響が大きく、まさに「水もの」だと、私は指摘した経緯があります。また、これまで私たち共産党市議団は、競輪事業について、刑法で禁止されている賭博を自転車競技法で戦後復興策として——時は昭和 23 年 8 月です。このように時限的な立法として認められてきた公営ギャンブルであり、これまでもこの点については指摘してまいりました。市長は「住み続けるほど好きになる街をつくる」と政策情報紙に明記しているように、子どもたちや若い世代、高齢者も安心できるまち取手、ずっと住み続けたいまち取手を実現するためにも、公営ギャンブル競輪事業から脱却し、10 ヘクタールの一等地を市民誰もが利用できる文化芸術、スポーツ、福祉などの施設への利用転換を図ることが、今、取手市が率先して行うことだと考えます。もちろん、競輪事業に関わってこられた関係者の皆さん、選手の皆さんや従事員の皆さんなどへの補償は忘れてはなりません。こうした対応を茨城県と協議していくことは不可欠です。取手市には藝大があり、文化の薫るまち取手を、市民の皆さんは願っています。取手市としての責任ある対応が待たれております。以上申しまして、認定第 6 号の反対討論といたします。

○議長（山野井 隆君） 次に賛成討論の方。

染谷和博君。

〔19 番 染谷和博君登壇〕

○19 番（染谷和博君） 染谷和博でございます。認定第 6 号、令和 6 年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について、賛成討論させていただきます。加増さんが反対討論しましたので、賛成討論に出てまいりました。加増さんの言ったことにいろいろ言いたいことがあるんですが、ここでは控えさせていただきます。私の賛成討論のほうをさせていただきます。取手競輪場において、取手市への繰出金は 1 億 1,000 万となり、昭和 32 年から令和 6 年までの繰出金は 119 億 9,092 万 5,000 円となりました。競輪事業には、多くの人々に楽しみを提供するだけでなく、地域経済の活性化やスポーツ振興にも寄与しています。競輪事業の活用事例には、地域振興、スポーツ振興、施設整備、財政支援など、多種にわたる取組があります。競輪事業は自治体にとって重要な財源の一つとなっており、その収益は、地域住民の生活向上や公共サービスの充実に活用されています。公益財団法人 JKA は、競輪とオートレースの収益を活用して、様々な分野に対し社会的貢献を行っています。機械振興補助事業と公益事業振興事業の両方を含めると、総予算額は数十億円に達します。取手競輪場は、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、ギャンブル依存対策に取り組んでいます。主な取組として、ギャンブル依存症問題の関心と理解を深めるための活動や、競輪場内に相談窓口を設置しています。利用制限制度として、インターネット投票サイトでは、本人または家族申請による利用を停止する制度や購入上限額の設定、1 日に投票できる上限額を自分で設定する機能も提供されています。競輪場への入場規制、本人または家族からの申請による競輪場や場外車券売場への入場を規制する制度もありま

す。これらの対策は、車券購入は20歳になってからとし、競輪を適度に楽しむことを啓発することを目的としています。競輪事業はスポーツの発展、社会貢献の意義、そして税収の面からも取手市に必要な施設であることを述べ、賛成の討論といたします。

○議長（山野井 隆君） 次に反対討論の方。

遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。認定第3号から認定第5号について反対を表明し、討論を行います。

まず、認定第3号、令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてです。歳入約112.8億円、歳出は約107.2億円、大きな額となっております。よって、歳入歳出差引き約5.6億円と黒字決算となりました。予想どおりです。この間、18歳以下の均等割全額減免等を実施したこともあり、担当課の試算では赤字決算を実は見込んでおりましたが、約5.6億円の黒字決算となったわけです。そもそも国が示す基金額としては保険給付費の2か月分を目安となっております。令和6年度の保険給付金は年間にして約66.5億円となっていることから、この2か月分としますとおおよそ11億円を確保すれば当面よいことになります。県からの激変緩和前倒し交付分を考慮しても、決算時の基金額は今41.6億円であり、加入者の皆さんに保険税引下げは可能のはずです。さらに、一部を一財繰出しが可能である以上、後期高齢者の皆さんへの還元検討も進めるべきです。加入者の7割を超える世帯が法定減免を受け、払いたくても払えないと言われる国保税。今まさに物価高騰がとまらない今こそ、さらなる基金活用をするべきであり、この決算に認定するわけにはまいりません。反対です。

次に、認定第4号、令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定については、そもそも制度自体、75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、高齢者だけの医療保険に強制的に囲い込み、保険料の負担増と差別医療を押しつけるものとなっております。ほとんどが年金暮らしであり、その年金が下がる一方で保険料の負担は——先ほども委員長から報告ありましたように、負担はますます重くなっているという状況となっております。後期高齢者の皆さんからそうした声が多いのは当然です。2年ごとの保険料改定によって11%もの大幅負担増が強行され、周りの県と比べて高くなっています。一時的に軽減策が取られても、次年度は廃止され、窓口負担も負担増となっていることから反対です。

最後、認定第5号、令和6年度取手市介護保険特別会計決算の認定についてです。高齢化率が34.66%となり、65歳以上の第1号被保険者数は3万6,586人、そのうち要支援・要介護認定者数は5,991人で、被保険者の16.38%が介護の認定を受けている状況となっております。ここでも決算収支は黒字決算です。そうした中でケアマネ不足が数年来から問題視され、また介護報酬引下げも全国で大きな問題となっています。市民がやっとの思いで認定を受けたものの、ケアマネ不足を伝えられ、サービスにつながらない。こうした不満の声は、まさに保険あって介護なしです。一貫してケアマネジャーやホームヘルパー等の介護職員の処遇改善要求に対し、取手市では独自の支援政策に踏み込めなかった点は問題です。また、地域包括支援センターは相談事業や地域連携・協働が取り組まれ、介護

事業の要となっています。しかしながら、センターの活動状況はまちまちで、地域性だけでなく、センターの人員配置も少なからず影響があると考えられます。それには保険者である取手市独自の支援で、センター職員の継続的配置・支援も検討課題となっており、さらなる積極的な介護事業推進が期待されていることを踏まえ、以上、認定に対する反対討論といたします。

○議長（山野井 隆君） 次に賛成討論の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。——討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、認定第2号から認定第7号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

認定第2号、令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について、本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、令和6年度取手市介護保険特別会計決算の認定について、本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、令和6年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について、本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、令和6年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について、本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第5 請願第11号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める請願

請願第12号 旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として整備するこ
とを求める請願

○議長（山野井 隆君） 日程第5、請願第11号及び請願第12号を議題といたします。付託事件について、委員長の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 請願第11号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について、請願提出者からの発言及び委員からの質疑・討論はなく、全員賛成で採択されました。そのため、委員会提出議案として意見書を提出することに決定いたしました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました請願第12号、旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として整備することを求める請願につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。本請願につきましては、請願提出者からの発言の申出はなく、紹介議員へ説明を求めたいとの申出があり出席要求をいたしました。3名の委員より紹介議員への質疑がありました。質疑の内容としまして、多目的広場としての考え、求めるものや整地するレベル、施工する際の広さなど質疑がありました。こちらに対しまして、「過度に華美で立派な施設などを求めているというよりは、気軽に訪れることのできる広場として、最低限、人が入って遊べるくらいの機能を持たせた広場になるよ

うな整地・整備をとの認識でいます。施工面積、広さは、請願者の方々からは特段ありませんが、借地部分も含めた中で整地していただき、多目的広場として設けていただければ」という内容の答弁がありました。また、現在検討されている本来の予定施設等が整備されるまでの間、暫定的な利用としての目的かという内容の質疑があり、「そのような考え」という内容の答弁がありました。2名の委員より執行機関への確認事項が、1名の委員より賛成討論があり、請願第12号につきましては、全員賛成により採択することに決定しました。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論。賛成討論の方。

加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増充子です。請願第12号、旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として整備することを求める請願について、賛成いたします。旧吉田保育所は、御承知のとおり、長い間、子育てセンターとして地域の中でその役割を果たしてきました。しかし、老朽化は進み、2015年9月の台風18号では、旧子育て支援センターは床上浸水、旧吉田保育所の園庭は冠水するという事態に見舞われました。こうした経過の下、吉田保育所は現在のなないろ保育所に移転し、旧吉田保育所跡地は現在に至ったままです。地域の皆さんから、「この場所をきれいにして、子どもたちが遊べる場所へ整備してほしい」との声が寄せられてきたところでもあります。請願の中でも述べられているように、取手市は、この跡地に雨水抑制施設の整備を検討し、すぐ近くにある長町樋管のポンプ場設置も課題となっています。しかし、取手市は、雨水抑制施設の整備について下水道組合と協議・検討を進め、どう整備するか決めていきたいと言いながら、現時点では、いつになるかも定かでない状況です。住民の生命・財産を守ることが政治・行政の最も大切な役割で、責任ある態度が問われます。地域の皆さんが災害に心配なく安心して暮らせる地域へ、排水整備の早期計画の策定が求められるものです。あわせて、いつ整備されるか分からないままの状態跡地をそのままにするのではなく、地域の皆さんからの強い要望である旧吉田保育所跡地を暫定的に多目的広場として整備することは、取手市としてすぐ対応できることです。以上、請願項目にあります旧吉田保育所跡地を整地し多目的に利用できる広場として整備することに賛成といたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから請願第11号及び請願第12号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認し

てください。

請願第 11 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について、本請願に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、請願第 11 号は採択することに決定しました。

請願第 12 号、旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として整備することを求める請願について、本請願に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、請願第 12 号は採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択された請願第 12 号については、執行機関に送付し、その処理経過と結果の報告を求めることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

日 程 第 6 請 願 第 1 3 号 小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願

○議長（山野井 隆君） 日程第 6、請願第 13 号、小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願を議題といたします。

ここで報告いたします。請願第 13 号については、本日までに追加署名が提出され、代表者外 932 人となりました。

付託事件について、委員長の報告を求めます。

福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 請願第 13 号、小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願について、審査の経過と結果を報告いたします。

最初に、請願提出者から発言があり、その後、請願提出者に質疑を行いました。質疑は 4 名の委員からあり、ある委員から、これまでの経過からこのまま継続ということは無理があり、何かお考えはとの質疑に、「そのことは十分に協議をしており、前提条件を検討いただければ、その中で我々ができることを含めて利用者が求めている形を考えていかなければ」との回答がありました。

続いて、請願第 13 号について、4 名の委員から執行部への確認がありました。ある委

員から、請願第 13 号を項目別に採決するよう求める動議が出され、採決の結果、請願第 13 号を項目別に採択？採決？することに決定しました。請願第 13 号、小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願。

「請願事項 1、小貝川ポニー教室で積み重ねてきた「子どもの気持ちを大切に」、明るく・元気に・骨惜しみしない雰囲気を継承するようなポニー牧場の存続を前提に、継続して下さい」について、全員賛成で趣旨採択に決定しました。

「請願事項 2、安全に利用できるよう馬房や関連施設（生き生きクラブ棟等）の修繕を行った上での活用をお願いします」について、全員賛成で趣旨採択に決定しました。

「請願事項 3、高齢福祉、教育、不登校支援、障害者ケア、子育て支援といった観点から、本事業の社会的役割について関係者を含めて再評価し、幅広い政策的視点で適正な事業規模及び予算確保・運営をお願いします」について、全員賛成で趣旨採択に決定しました。

「請願事項 4、藤代スポーツセンターと、一体的な施設として見直し、子供から高齢者までの幅広い年齢層の社会教育施設として、再整備の検討をお願いします」について、全員賛成で採択することに決定しました。

最後に、視察について報告させていただきます。9 月 2 日の福祉厚生常任委員会において、障がい者支援についての調査のため、就労継続支援 A 型事業所 KUKURU（くくる）に視察を行うことが決定していたため、当委員会に付託された案件の審査終了後、就労継続支援 A 型事業所 KUKURU（くくる）を視察いたしました。以上です。

〔「請願だけなのよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 久保田委員長、すみません。この案件について、報告からの範疇を超えてましたので、次回からお気をつけください。

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） すみません。分かりました。失礼いたしました。

○議長（山野井 隆君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これから委員長報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論から。——賛成討論の方。

根岸裕美子さん。

〔8 番 根岸裕美子君登壇〕

○8 番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。請願第 13 号、小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願につきまして、委員長の御報告のとおり、項目別算定？採決？におきまして、私も項目 4 に賛成の立場で討論をいたします。5 月くらいからでしょうか——ポツポツと、学校に行くのが難しいがポニーに元気をもらっているというお子さんの保護者から、ポニー牧場の存続の有無についての御相談を受けていました。詳しい調査はできませんでしたが、現状のまま継続は難しいのではないかと考えておりました。しかし、取手市の子育てや児童生徒の体験の場としてこのまま終了してしまうのは、あまりにももったいないと思っていたところ、今議会に請願が提出されました。

改めて請願提出者の方とお会いしてお話を伺う中で、新たな事業展開の可能性が見えました。力を合わせて取手の子どもたちの成長に寄与できる仕組みをつくっていったらと思っています。項目４に賛成をいたします。以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。賛成。

遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 遠山智恵子です。請願第 13 号、小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願について、賛成討論を行います。先ほど委員長から報告ありましたように、私も福祉厚生常任委員会のメンバーの 1 人であり、同じように全員で趣旨採択、さらに 4 点目の——4 項目めは賛成ということで立場を表明したところです。実は私ごとながら、私の孫も我孫子市に住んでいながら、ずっと小学校 1 年のときから——今は中学 1 年生になってますけれども、通っています。で、先日、公益財団法人ハーモニィセンターのほうから保護者が——親に対し初めて説明が行われた。6 月の時点です。その場の様子を実は聞くことができまして、涙ながらに、「うちの子は不登校なんだけれども、唯一ここが社会に参加する場だった。これからどうしたらいいんだろう」という発言があって、私も——娘ですよ。「私も親として本当に何かすごい複雑な思いをした。こういうお母さんがいたんだな、子どもさんがいたんだなということを改めて知った」ということでした。そのことを後からスタッフのほうに尋ねたところ、「どの子が不登校なのか、そうでないのかというのは、いやあ全然見分けがつかないので分かりません」ということでした。改めて初めて親の会が——親の会じゃない、説明会の場でそういったことが聞かれたということで、実はこれだけ効果があったんだな、あるんだなということを思ったというところでした。

また、先日の委員会の中で、私発言しそびれたかなと思った点が 1 点ありまして、実はこのハーモニィセンターは——ハーモニィセンターは葛飾区に本拠地が置いてあって、蓼科のほうでも、いろいろキャンプですとか幅広く活動をされています。で、同時に藤代からポニーを連れていって、共同の場があるんですけれど——あるっていうんですが、その場で、「藤代のポニーたちは本当に性格が優しいね、やっぱり藤代のあの川のそばの環境が影響してるんだねえ」と言われたそうなんです。そのことを、この保護者に対する説明会の場でそんな話も聞くことができたということで、私も教えてもらうことができました。請願趣旨の中にもありますように、「「インクルーシブ」的空間も失われ、地域コミュニティの喪失」も心配だということが明記されています。私も、これからの世の中、ますますこういった場は本当に不可欠、必要だということを改めて、この議場の皆さんと共有したくて賛成討論に参加した次第です。以上、よろしくお願いします。

〔「討論じゃなくて、自分で現地入りするんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。これで、1 回目の討論を終わります。

それでは、2 回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、請願第 13 号、小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願を採決します。本件に対する委員長の報告は、一部採択です。したがって——本件に対する委員長の報告は、一部採択です。したがって、本請願については、請願事項 1 から請願事項 4 まで事項別に採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

請願第 13 号のうち、「請願事項 1、小貝川ポニー教室で積み重ねてきた「子どもの気持ちを大切に」、明るく・元気に・骨惜しみしない雰囲気を継承するようなポニー牧場の存続を前提に、継続して下さい」についてを採決します。

本請願事項に対する委員長報告は趣旨採択です。委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、請願第 13 号のうち、請願事項 1 は趣旨採択とすることに決定しました。

続いて、請願第 13 号のうち、「請願事項 2、安全に利用できるよう馬房や関連施設（生き生きクラブ棟等）の修繕を行った上での活用をお願いします」についてを採決します。

本請願事項に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、請願第 13 号のうち、請願事項 2 は趣旨採択とすることに決定しました。

続いて、請願第 13 号のうち、「請願事項 3、高齢福祉、教育、不登校支援、障害者ケア、子育て支援といった観点から、本事業の社会的役割について関係者を含めて再評価し、幅広い政策的視点で適正な事業規模及び予算確保・運営をお願いします」についてを採決します。

本請願事項に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、請願第 13 号のうち、請願事項 3 は趣旨採択とすることに決定しました。

最後に、請願第 13 号のうち、「請願事項 4、藤代スポーツセンターと、一体的な施設として見直し、子供から高齢者までの幅広い年齢層の社会教育施設として、再整備の検討をお願いします」についてを採決します。

本請願事項に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに賛

成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、請願第13号のうち、請願事項4は採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択された請願第13号のうち、請願事項4については執行機関に送付し、その処理経過と結果の報告を求めることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第7 意見書案 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
第5号 政府予算に係る意見書について

○議長（山野井 隆君） 日程第7、意見書案第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会委員長の鈴木三男です。意見書案第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について。こちら、総務文教委員会に付託されました請願第11号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願が全員賛成で採択されました。委員会を代表して、こちらの意見書案を提出させていただきます。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）となっております。国会及び政府に対し、3つの要請する事項についてお伝えいたします。

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上のため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第5号につきましては、委員会提出議案のため、会議規則第37条第2項の規定により委員会に付託いたしません。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、意見書案第5号を採決します。採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

意見書案第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 8 議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件

○議長（山野井 隆君） 日程第8、議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件を議題とします。議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会各委員長から所管事項調査及び所管事務調査の件について、会議規則第45条第2項の規定により中間報告したいとの申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの中間報告の申出について、会議規則第45条第2項の規定により、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの中間報告の申出につきましては、承認することに決定しました。

中間報告を求めます。

最初に、議会運営委員長、赤羽直一君。

〔議会運営委員長 赤羽直一君登壇〕

○議会運営委員長（赤羽直一君） 議会運営委員長の赤羽でございます。議会運営委員会の中間報告をさせていただきます。9月22日に議会運営委員会を開催し、取手市議会基本条例の検証を行いました。詳細につきましては、皆様のタブレットに掲載させていただきましたので御確認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 次に、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会委員長の鈴木三男です。当委員会の中間報告といたしまして、サイドブックスに掲載してあります。こちらを御一読いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（山野井 隆君） 次に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員会委員長の久保田真澄です。中間報告につきましては、サイドブックに掲載したとおりです。よろしくお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会の海東でございます。当委員会からは2点、中間報告をさせていただきます。1点目でございます。令和7年度第1回市民との意見交換会における意見・要望に関する当委員会回答につきまして、会議規則の規定により御報告いたします。内容につきましては、サイドブックに掲載のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

2点目でございます。当委員会の重点調査テーマであります「駅前のにぎわい創出」についてでございます。会議規則第45条第2項の規定によりまして中間報告をさせていただきます。本件につきましては、サイドブックに掲載の内容のとおり、各地へ委員派遣を実施し視察を行い、その際の調査等を踏まえまして執行機関へ提言すべくまとめたものでございます。改めまして提言内容を申し上げます。

- 1 意見公募やアンケートのみならず、市主導の意見交換会やワークショップなどを行い、様々な意見等を聴取し反映させること。
- 2 地元の特色を生かしたランドマークとして魅力あふれる施設にするため、調査研究を進めること。
- 3 子どもから高齢者まで身近に本を感じることができ、人との交流を重視した市民の居場所になるような施設にしていくこと。

以上の内容につきまして、執行機関へ提言したく申し上げるものでございます。以上のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま建設経済常任委員長から報告があったとおり、「駅前のにぎわい創出」に向けた提言書を市長に提出したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

これで議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件を終わります。

ここで休憩します。

午後12時10分休憩

午後12時18分開議

○議長（山野井 隆君） それでは再開します。

先ほどの遠山議員の請願第 13 号の賛成討論の中で、他人の私生活にわたると疑われる発言がございましたが、発言することに対して御本人の同意を得られているということが確認できましたので、御承知おきください。

以上で、今定例会に付議されました事件の審議は全て終了しました。

これで令和 7 年第 3 回取手市議会定例会を閉会します。

午後 12 時 19 分散会及び閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____